　　　　　　　　　　　　　　 山梨工業会関西支部会則

　　　　　　　　　　　　　　　　　第１章　総　則

第１条　　この会の名称は、山梨工業会関西支部とする。

第２条　　この会は、会員相互の親睦を図り、山梨工業会の支部として活動する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第２章　会員　特別会員　顧問について

第３条　　この会の会員は関西地区（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）内に在住もしくは在勤する

　　　　　　山梨工業会の会員とする、そして、関西地区外の山梨工業会会員で特に参加を希望するものは

　　　　　　会員とする。又、理事会で決め、総会の承認を得て下記を定めることが出来る。

　　　　　 （イ）　当地区在住の旧職員を特別会員とする。

　　　　　 （ロ）　当支部の為に功績のあった会員を顧問とする。

　　　　　 （ハ）　当支部ゆかりの方で特に参加を希望する方を会員とする。

第４条　　顧問の任務として、支部長からの諮問に応えるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第３章　役　員　および　職　務

第５条　　この会に次の役員をおく。

　　　　　　支　部　長　　　　　１名とする

　　　　　　副支部長　　　　　 ２名以上とする

　　　　　　理　　　事　　　　　４５名程度とする

　　　　　　監　　　事　　　　　２名以上とする

　　　　　　幹　　　事　　　　　若干名とする

第６条　　役員の選出方法

　　　　　　支　部　長　　　　　理事の互選によって選出する。

　　　　　　副支部長　　　　　　理事の互選によって選出する。

　　　　　　理　　　事　　　　　会員の中より互選によって選出する。

　　　　　　監　　　事　　　　　会員の中より互選によって選出する。

　　　　　　幹　　　事　　　　　支部長が理事の中より指名する。

第７条　　役員の任期は西暦奇数年４月１日から翌々の西暦奇数年３月３１日の２年間とし、重任を妨げ無い。

第８条　　役員の職務は次の通りとする。

　　　　　　支部長は支部を代表し、総会を召集するとともに支部の会務を処理する。

　　　　　　副支部長は支部長を補佐し、不在の場合は代行する。

　　　　　　理事は理事会を組織し、会の業務を執行する。

　　　　　　監事は民法第５９条（財産の状況、業務の執行の状況を監査する等）に準じての職務を行う。

　　　　　　幹事は支部長の命を受けて会務の執行を補助し会の業務を処理する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第４章　総　会

第９条　　総会は年１回開催する、また、必要に応じ臨時総会を開催することがある。

　　　　　 総会は、予算及び決算に関する事項、事業計画に関する事項、その他支部の運営に関する重要な

　　　　　 事項を審議決定する。総会の議決は出席者の３分の２以上の賛成をもって決する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第５章　会　計

第１０条　この会の経費は、会費、寄付金及び他の収入をもって充てる。

　　　　　 会員は会費として毎年壱千円を納入するものとする。

　　　　　　この会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第６章　雑　則

第１１条　この会則の改廃、変更は総会において出席者の３分の２以上の賛成による議決によらなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第７章　付　則

第１２条　本会則改正は2003年10月１9日の総会議決により、議決日から施行する。

　　　　　本会則改正は2007年7月12日の臨時理事会にて一部改正、議決。

　　　　　本会則改正は2007年10月１4日の総会議決により、議決日から施行する。

　　　　　この会の設立は、昭和20年（1945）12月16日である。

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー